

青函対抗総合スポーツ大会開催等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森・函館ツインシティ提携を盟約した青森市および函館市におけるスポーツ・レクリエーションの積極的な交流と親善を図り、相互理解と友好を深めるとともに、両市のスポーツ振興に寄与するため、青函対抗総合スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催補助金および派遣補助金（以下これらを「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 開催補助金 函館市で開催される大会に係る補助金をいう。
- (2) 派遣補助金 青森市で開催される大会に函館市から参加するための補助金をいう。

(派遣補助金の交付対象者)

第3条 派遣補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 役員派遣補助 函館市スポーツ協会の会長、副会長、専務理事、理事および事務局長
- (2) 参加者派遣補助 函館市内に住所を有する者であって函館市スポーツ協会に加盟する団体が規約等で定める会員もしくは登録団員（定時制以外の高校生および小中学生は除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、派遣補助金の対象とする派遣者の人数は別表に定める人数を限度とする。

(1) 開催補助金

- ア 夏季大会 400,000円（限度額）

イ 冬季大会 100,000円（限度額）

(2) 派遣補助金

東日本旅客鉄道株式会社および北海道旅客鉄道株式会社が定める割引適用後の函館駅から青森駅までの鉄道の運賃および特急指定席料金の合計額に派遣者の人数を乗じて得た額とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| | 種 目 | 補助対象上限人数（人） |
|--------|----------|-------------|
| 夏 季 | サッカー | 30 |
| | バレーボール | 39 |
| | 卓球 | 49 |
| | バスケットボール | 48 |
| | バドミントン | 30 |
| | 軟式野球 | 38 |
| | ラグビー | 46 |
| | ソフトテニス | 31 |
| | ハンドボール | 34 |
| | 弓道 | 11 |
| | アーチェリー | 22 |
| | 銃剣道 | 25 |
| | テニス | 22 |
| | クレール射撃 | 20 |
| | 柔道 | 18 |
| | 計 | 463 |
| 冬 季 | スキー | 40 |
| | アイスホッケー | 22 |
| | 計 | 62 |